

1 1月18日付けの追加指定：検疫所での待機期間の変更

【1月21日午前0時以降適用開始】

待機なし → 3日間待機：オーストラリア全土(※)、チュニジア、フィジー、ブラジル(サンタカタリーナ州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州)

※既に3日間待機措置の対象であるオーストラリア(クイーンズランド州、首都特別地域、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、北部準州)は、変更なし。

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機措置の対象国・地域(11か国)

アンゴラ、エスワティニ、コンゴ(民)、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後10日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(15か国・地域)

イタリア、英国、オランダ、韓国、ケニア、スウェーデン、タンザニア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ノルウェー、フランス、米国(イリノイ州、カリフォルニア州、テキサス州、ニューヨーク州、ハワイ州、フロリダ州、マサチューセッツ州)、ポルトガル

ベネズエラ

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後10日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(58か国・地域)

アイスランド、アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イスラエル、インド全土、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア全土、オーストリア、カタル、ガーナ、カナダ全土、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コロンビア、シエラレオネ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、タイ、チェコ、チュニジア、チリ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ドミニカ共和国、ネパール、パキスタン、ハンガリー、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル(サンタカタリーナ州、サンパウロ州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州)、仏領レユニオン島、米国全土(上記(2)の州を除く)、ペルー、ベルギー、ポーランド、マルタ、メキシコ、モルディブ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、レバノン、ロシア全土

ウクライナ、ウズベキスタン、コスタリカ、スリナム、ハイチ、モロッコ、モンゴル

※「」の国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域(計75)

※青字の国・地域及び緑字の国・地域からの入国者には、検疫所の宿泊施設での待機を求めず、10日間の自宅等待機を求めている。